

(第1面)

2-026-13



特別管理産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

令和 5年 6月 29日

(宛先)

埼玉県 西部環境管理事務所長 殿

報告者 埼玉県新座市北野3丁目6番3号
 サンケン電気株式会社
 代表取締役社長 高橋 広
 (電話番号 048-472-1111)

令和5年度の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成（変更）したので、
 埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

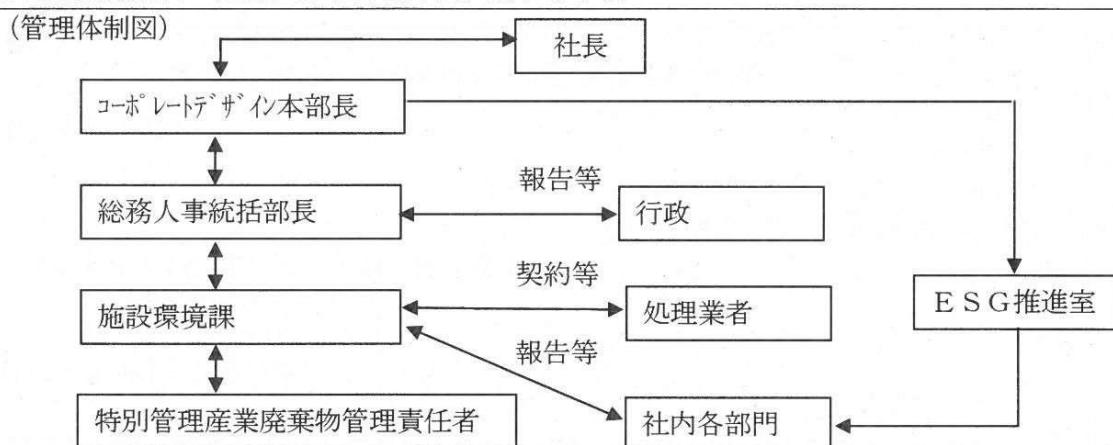
事業場の名称	サンケン電気株式会社 本社
事業場の所在地	埼玉県新座市北野3丁目6番3号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
変更の概要	—

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	電子部品・デバイス・電子回路製造業
② 事業の規模	107,490百万円（令和4年度実績）
③ 従業員数	793人（令和5年4月末現在）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>洗浄工程</p> <p>↓</p> <p>特管物発生 → 危険物倉庫 → 引き取り手配 → 回収運搬</p> <p>→ 油水分離（蒸留再生）処理または中和処理 → 焼却</p> <p>→ 路盤材またはセメント材料でリサイクル</p>

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



分担：施設環境課

- 工場内のマテリアルフローの把握、統合的な廃棄物減量計画の立案
- 工場内の廃棄物処理計画等の策定、部署間の調整、行政への報告
- 処理委託業者の選定、廃棄物処理委託契約等手続き、引渡し、適正処理の確認

ESG推進室

- 工場内の他部署への関係法令等の周知、指導

社内各部門

- 部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等
	排 出 量	1.54 t	6.39 t	0.12 t	0.70 t
	(これまでに実施した取組)				
<ul style="list-style-type: none"> 特管物を使用している工程の変更による削減。 代替品採用による削減。 PCB含有機器廃却 					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等
	排 出 量	1.46 t	6.07 t	0.11 t	0.67 t
	(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> JESCOに処理登録済みの高濃度PCB廃棄物・汚染物の処理実施。 処分時期はJESCOとの協議による。 生産工程の改善による廃棄物発生抑制。 					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状はP C B、引火性廃油、強酸、汚泥、強アルカリ、廃酸、廃油の区分で分別。 分別の種類削減、および減量化を推進。	
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) P C B、引火性廃油、強酸、強酸、汚泥、強アルカリ、廃酸、廃油の区分で分別。 廃棄物の減量化および有価物化推進を継続。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】				
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)	— — —				
		【目標】				
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組)	— — —				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】				
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
		(これまでに実施した取組)	— — —			
		【目標】				
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
		(今後実施する予定の取組)	— — —			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】				
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) ――――――					
②計画	【目標】	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
		(今後実施する予定の取組) ――――――				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】				
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等	
	全処理委託量	1.54 t	6.39 t	0.12 t	0.70 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	1.54 t	6.39 t	0.12 t	0.70 t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) ・特管物を使用している工程の変更による削減。 ・代替品採用による削減。 ・洗浄工程の高効率化による削減。					
②計画	【目標】	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等	
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	PCB廃棄物	強酸	廃石綿等	
	全処理委託量	1.46 t	6.07 t	0.11 t	0.67 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	1.46 t	6.07 t	0.11 t	0.67 t	
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	
		(今後実施する予定の取組) ・現状の水準を維持しつつ、特管物の有価売却先を調査し、有価物化推進を図る。 ・残存するPCB廃棄物等の処理を進める。				
※事務処理欄						

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量及び、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「—」を記載すること。
- 6 ※欄印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

